

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		資料番号	64	担当課	薬務衛生課
法令名	調理師法	根拠条項	法第3条第1項	許認可等の内容	調理師の免許
<p>○調理師法 (昭和三十二年五月十日法律百四十七号)</p> <p>(調理師の免許)</p> <p>第三条 調理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。</p> <p>一 学校教育法 (昭和三十二年法律第二十六号) 第五十七条 (高等学校の入学資格) に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設において、一年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二 学校教育法第五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(絶対的欠格事由)</p> <p>第四条 第六条第二号に該当し、同条の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者には、第三条の免許を与えない。</p> <p>(相対的欠格事由)</p> <p>第四条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条の免許を与えないことがある。</p> <p>一 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者</p> <p>二 罰金以上の刑に処せられた者</p>					